

6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について 新旧対照表 (平成25年5月16日付け25食産第626号農林水産省食料産業局長通知)

改正後			現行		
第1～第2 [略]			第1～第2 [略]		
別表 支援体制整備事業、推進事業 [略]			別表 支援体制整備事業、推進事業 [略]		
事業名	達成すべき成果目標基準及び評価の観点	配点	事業名	達成すべき成果目標基準及び評価の観点	配点
整備事業	I [略]	[略]	整備事業	I [略]	[略]
	II [略]	[略]		II [略]	[略]
	III [略]	[略]		III [略]	[略]
	IV [略]	[略]		IV [略]	[略]
	V [略]	[略]		V [略]	[略]
	VI 特別加算の基準「0、 <u>3</u> ポイントで評価」	<u>12</u>		VI 特別加算の基準「0、 <u>5</u> ポイントで評価」	<u>20</u>
	⑩ <u>事業主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に則した取組であるか。</u>	<u>3</u>		⑩ <u>事業主体の所在する市町村で、地産地消促進計画を策定しているか。</u>	<u>5</u>
	⑪ <u>事業主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。</u>	<u>3</u>		⑪ <u>事業実施の地域において、「人・農地プラン」が策定されているか。</u>	<u>5</u>
	⑫ <u>商品の製造過程においてHACCP（高度化基盤整備を含む。）を取り入れているか。</u>	<u>3</u>		⑫ <u>商品の製造過程においてHACCPを取り入れているか。</u>	<u>5</u>
	[削る]	[削る]		⑬ <u>地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であるか。</u>	<u>5</u>
⑬ <u>和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。</u>	<u>3</u>	[新規追加]			
合計	<u>97</u>	合計	<u>105</u>		
<p>附 則 この要領は、平成26年2月6日から施行する。</p>					